農林水産省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率(案)について

1 審議対象案件の内容

(1) 対象者

水産総合研究センター:理事、監事

(計2人)

(2) 業績勘案率(案): いずれも1.0

- 2 業績勘案率(案)の決定方法(別添1、別添2)
 - (1)基本的考え方 (別添2)

当分科会の方針を踏まえて作成した「農林水産省所管の独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」(平成16年8月30日農林水産省独立行政法人評価委員会決定、平成17年11月7日一部変更。以下「考え方」という。)に基づき算定し、農林水産省独立行政法人評価委員会が決定。

(2)算定方法

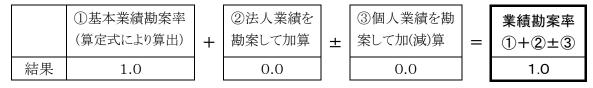
評価	①基本業績勘案率 (算定式により算出)	+	②法人業績を 勘案して加算	 ③個人業績を勘案して加(減)算	_	業績勘案率 ①+②±3
3段階	$0.25 \sim 1.0$	•	$0.0 \sim 0.5$	$0 \sim 0.5$		0.0~2.0
5段階	0.0~1.3		0.0~0.2	0~0.5		0.0~2.0

①「基本業績勘案率」

・年度業務実績評価の中項目(ない場合は大項目)の評価(5段階評価の場合は、S=1.30 A=1.00 B=0.70 C=0.25 D=0.00、3段階評価の場合はA=1.00 B=0.70 C=0.25で評価)を基に算定

② 法人業績の加算

- ・当該役員の担当業務に係る業績が過去の業績と比べ大幅に改善されている場合には、その内容に応じて 0.5(5段階評価を適用している法人では 0.2)を上限として加算可能
- ③ 個人業績の加算
 - ・個々の職責に照らして特段の個人業績がある場合には、客観的・具体的に根拠を示した上で、その実績に応じて 0.5 を上限として増減可能
- (3) 今回の算定内容(別添1)(いずれも5段階評価を適用)



- ①「基本業績勘案率」: 1.0
- ② 法人業績の加算:年度計画に基づくものであるとして加算なし
- ③ 個人業績の加(減)算:年度計画に基づくものであるとして加(減)算なし

3 当委員会の意見案

当該業績勘案率(案)は、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成 16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定) に沿った方法により決定されており、妥当なものと認められることから「意見なし」 といたしたい。

独立行政法人評価分科会の方針 農林水産省評価委員会決定における決定方法 2. ① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績 当該退職役員が在職した各事業年度に係る評価委員会の が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に 業務実績評価に基づき、5段階評価又は3段階評価を踏ま 差があること及びその差を、客観的、具体的 えた基本業績勘案率算式により算出。 かつ明確に説明できるものとなっているこ (「考え方」 1.(2)①) 前述2参照 2. ② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評 「年度業務実績評価が確定するまでの間の取扱い」とし 価結果が確定していない場合、当該期間の法 て、「退職時期によっては長期間(1年数ヶ月)にわたり退 人等の業績を客観的・具体的根拠によって認 職金の額が確定しない可能性がある。このため、各法人に 定していること。 おいて、上記問題を回避する所要の措置を検討する必要が ある。」との規程を設けている。 (「考え方」3.) しかし、農水省の各法人とも、年度評価実績が確定する まで、退職金は支払わない運用を行っている。 2. ⑤ 退職役員の個人的な業績を考慮する場合、 理事長、副理事長、理事、監事の個々の職責に照らして 考慮の程度が付随的なものとなっており、 特段の個人業績がある場合においては、その実績に応じて 法人等の業績に比べて重視しすぎていない 0.5を上限として業績勘案率を増減させることができる。 こと。 (「考え方」 1.(2)②) 過去の役員の通常の業績とは差があった ことを客観的・具体的根拠によって認定し 法人から評価委員会への業績勘案率の決定に係る申請に ていること。 当たり、個人業績がある場合は、その客観的、具体的根拠 を示す資料を提示するものとする。 個人的な業績を考慮して業績勘案率を変 動させる幅について、過去の役員の通常の (「考え方」 2.(1)) 業績との差に対応した明確な基準が定めら れていること。また、客観的・具体的根拠 によってその幅を決定していること。 ・ 役員任期中における、法人役員としての 固有の業務に関する個人的な業績であるこ ٥ع 2. ⑥ 法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘 退職役員の在職期間に係る法人の業績のうち、当該役員 案率の算定に当たって考慮すべき特段の事 の担当業務に係る業績が過去の業績と比べ大幅に改善され 情があるとされている場合、当該要素を考慮 ている場合は、その内容に応じ0.5(5段階評価を適用して することが妥当であること。 いる法人では0.2)を上限として加算できることとする。 (「考え方」 1.(2)①) 2. ⑦ 退職役員の在職期間における目的積立金の 基本業績勘案率が 1.0 を超える場合には、当該退職役員 額に照らして適切な水準であること。 の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準 であるかを考慮することとする。 (「考え方」 1.(2)①) 2. ⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じ 理事長、副理事長、理事、監事の個々の職責に照らして 特段の個人業績がある場合においては、その実績に応じて た形で算定されていること。 0.5 を上限として業績勘案率を増減させることができる。

(「考え方」 1.(2)(2))

別添 1 農林水産省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率(案)の算定内容

				算	定内	容	
法人名	役 職	業績勘案率適用期	期間 (参考) 在任期間	基準業績勘案率	法人業績を勘案 して加算する率	個人業績を勘案 して加算(減算) する率	業績勘案率 (案)
水産総合研究センター	理 事	H16. 10. 1~H18. 7. 31 H	16. 10. 1~	1. 0	0. 0	0. 0	1. 0
小座がロツ九ピング	監 事	H16. 7. 1~H18. 6. 30	16.7.1~	1. 0	0. 0	0. 0	1. 0

農林水産省所管の独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について

平成16年8月30日 平成17年11月7日一部改正 農林水産省独立行政法人評価委員会

1. 業績勘案率の算定方法

(1) 基本的考え方

退職役員の在職期間に対応する年度業務実績評価を基に算出した業績勘案率を基本とし、当該退職役員に特段の個人業績がある場合にはこれを考慮し、農林水産省独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」とする。)が決定する。

(2) 算定方法

①基本となる業績勘案率の算定

基本となる業績勘案率(以下「基本業績勘案率」とする。)については、当該退職役員が在職した各事業年度に係る評価委員会の業務実績評価に基づき以下の算式により算出する(小数点第1位未満の端数があるときには、これを四捨五入。)。なお、退職役員の在職期間に係る法人の業績のうち、当該役員の担当業務に係る業績が過去の業績と比べ大幅に改善されている場合は、その内容に応じて0.5(5段階評価を適用している法人では0.2)を上限として加算できることとする。また、基本業績勘案率が1.0を超える場合には、当該退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であるかを考慮することとする。

基本業績勘案率(ウエイト付けがない場合)=

- Σ〔{(1.30×在職 r 年目の中項目S評価数)+
 - (1.00×在職 r 年目の中項目A評価数)+
 - (0.70×在職r年目の中項目B評価数)+
 - (0.25×在職r年目の中項目C評価数)+
 - (O.OO×在職r年目の中項目D評価数)} / 在職r年目の中項目数 × 在職r年目の在職月数〕

在職月数

- ※ 中項目がない場合は大項目の評価とする。
- \times S評価及びD評価については、5段階評価を適用している法人において適用する。

基本業績勘案率(ウエイト付けがある場合)=

- Σ $\{(1.30 \times (在職 r 年目における中項目S評価とされた項目のウエイトの総和) +$
 - (1.00×(在職 r 年目における中項目A評価とされた項目のウエイトの総和)+
 - (O.70×(在職 r 年目における中項目B評価とされた項目のウエイトの総和)+
 - (O.25×(在職 r 年目における中項目C評価とされた項目のウエイトの総和)+
 - (O.OO×(在職r年目における中項目D評価とされた項目のウエイトの総和)} ×在職r年目の在職月数〕

在職月数

- ※ ここで言う中項目のウエイトとは、中項目のウエイトに大項目のウエイトを乗じたものとし、中項目がない場合は大項目のウエイトとする。
- ※ S評価及びD評価については、5段階評価を適用している法人において適用する。

②退職役員に係る個人業績の勘案

当該退職役員に理事長、副理事長、理事、監事の個々の職責に照らして特段の個人 業績がある場合においては、その実績に応じてO. 5を上限として業績勘案率を増減 させる事ができる。

2. 評価委員会における決定

(1) 法人から評価委員会への申請

役員の退職者がでた場合には、当該法人は評価委員会へ業績勘案率の決定に係る申請を行うものとする(議決権限は分科会へ委任。)。その際、当該退職役員の在職期間に係る業務実績評価に基づいた基本業績勘案率を示すとともに、個人業績がある場合は、その客観的、具体的根拠を示す資料を提示するものとする。

(2) 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会への通知

評価委員会は、(1)で検討した業績勘案率案を、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について(平成15年12月19日閣議決定)」(以下「閣議決定」という。)に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。

(3)業績勘案率の決定

評価委員会は、総務省政策評価・独立行政評価委員会の意見を踏まえ、業績勘案率を決定し、この決定後、速やかに当該退職役員が所属していた法人に対しこれを通知する。なお、業績勘案率が1.5を上回る場合、または0.5を下回る場合には、閣議決定に基づき、農林水産大臣に通知する。

3. 検討事項

○年度業務実績評価が確定するまでの間の取扱い

前述のとおり、基本業績勘案率については、当該退職役員の在職期間に対応した年度業務実績評価に基づいて算定されることとなるが、その場合、退職時期によっては長

期間(1年数ヶ月)にわたり退職金の額が確定しない可能性がある。このため、各法人において、上記問題を回避する所要の措置を検討する必要がある。

4. その他

「農林水産省所管の独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」は、平成16年1月以降の退職役員の退職金の算定から適用する。

 政 委 第 号

 平成 20 年 月 日

農林水産省独立行政法人評価委員会 委員長 松本 聰 殿

政策評価·独立行政法人評価委員会 委員長 大橋 洋治

「農林水産省所管の独立行政法人の役員の退職に係る 業績勘案率(案)について」について(意見)

「農林水産省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率(案)について」(平成20年2月22日付け)をもって貴委員会から通知のありました業績勘案率(案)については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)に沿っているものであり、特に意見はありません。